

要請文

謹 啓

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

不法就労等の外国人労働者問題につきましては、常日頃から一方ならぬ御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年の経済・社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人が増大しています。

我が国の雇用情勢が依然として厳しい状況にあるものの、近隣諸国との賃金格差や一部業種等にみられる人手不足状態等を背景に、本邦での不法就労を企図する者が後を絶たず、不法残留者数は約5万9,000人（平成26年1月1日現在）に及び、不法入国者、不法上陸者等を合わせるとそれ以上の不法滞在外国人がいると推定されています。

これら不法滞在外国人は、我が国の労働市場に悪影響を与えるだけでなく、様々な分野にわたって深刻な問題を惹起していることから、関係省庁においては、外国人労働者の適正な就労促進と不法就労の防止について、関係機関・団体の方々に対して啓発を実施するとともに、御協力をお願いしているところです。

既に御承知のとおり、就労できる在留資格や許可を受けていない外国人労働者を雇用した場合、その事業主についても出入国管理及び難民認定法により処罰を受けることとなっております。

このような事態を防ぐためにも、外国人を雇用する場合には、まずその者の在留カード（在留カードとみなされている外国人登録証明書を含む。）又はパスポートを見て、在留資格と在留期間を確認するとともに、不明な点については関係機関に確認を行うようお願いいたします。

また、雇用後に失踪した場合等は、何らかの事件・事故に巻き込まれた可能性も考えられますので、速やかに関係機関に届け出ることが重要です。

つきましては、これらの諸問題について御理解いただきますとともに、貴団体に所属する事業主の皆様は外国人の不法就労の防止について、注意喚起していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

主要経済団体の長 殿

平成26年6月

九州管区警察局
福岡県警察本部
福岡労働局
福岡入国管理局

外国人を雇用する事業主の皆様へ 不法就労防止にご協力ください。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。平成24年7月から導入された「新しい在留管理制度」により、在留カードを所持する外国人が就労できるかどうかの判別が容易になっています。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、不法就労にならないよう注意してください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1. 不法滞在者が働くケース

(例)

- ・密入国した人やオーバーステイの人が働く

2. 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)

- ・観光や知人訪問の目的で入国した人が働く
- ・留学生が許可を受けずにアルバイトをする

3. 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例)

- ・外国料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場で単純労働者として働く

注意！事業主も処罰の対象となります！！

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした者「不法就労助長罪」
⇒3年以下の懲役・300万円以下の罰金
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)
- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒退去強制の対象
- ・ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした者⇒30万円以下の罰金

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください！

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。観光旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則として就労できません。

在留カードを持っていない場合でも就労できる場合がある方については裏面「※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。

在留カードを確認する際のポイントはこちら！

外国人を雇用した時は…。

雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられている事業主の方は、外国人（「特別永住者」、「外交」及び「公用」は除く。）を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください。この場合は、入国管理局への届出は不要です。

ハローワークへの届出が義務づけられていない事業主の方は、就労資格（「芸術」、「宗教」、「報道」及び「技能実習」を除く。）をもって中長期間在留する外国人を雇用した場合やこれらの者が離職した場合は、入国管理局へ届出をしてください。



ポイント1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合→原則雇用はできませんが、ポイント2を確認してください。

※一部就労制限がある場合→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ②「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」(在留資格「技能実習」)
- ③「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)

(②及び③については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。)

※「就労制限なし」の記載がある場合→就労内容に制限はありません。

日本国政府
GOVERNMENT OF JAPAN
在留カード
RESIDENCE CARD
氏名 TURNER ELIZABETH
NAME
生年月日 1985年12月31日 性別 F (国籍・地域 米国)
DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION
住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番 号簿が関ハイフ202号
ADDRESS
在留資格 留学
STATUS Student
就労制限の有無 就労不可
在留期間(満了日) 4年3月 (2018年10月20日)
PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)
許可の種別 在留期間更新許可 (東京入国管理局長) MOJ
許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日
このカードは 2018年10月20日まで有効です。 法務大臣

住居地記載欄
届出年月日 2014年12月1日 住居地 東京都千代田区南5丁目5番30号 記載者印 東京都港区長
資格外活動許可欄
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く
在留資格更新許可申請中

ポイント2 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント1で「就労不可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」
- ②「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」(②については資格外活動許可書を確認してください。)

在留カード等の番号の有効性を確認することができます。

入国管理局ホームページ上で在留カード及び特別永住者証明書(以下、「在留カード等」といいます。)の番号の有効性を確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カード等の番号と有効期間を入力していただくと、当該番号が有効か又は有効でないかについて確認することができます。

入国管理局ホームページ <http://www.immi-moj.go.jp/>

※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 外国人登録証明書から在留カードへの切替えを済ませていない方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券や外国人登録証明書等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。

～ 外国人登録証明書をお持ちの外国人を雇用している方へのご案内 ～

中長期在留者の方が所持している外国人登録証明書は、一定の期間、「在留カード」とみなされますが、遅くとも平成27年7月8日までに外国人登録証明書を在留カードに切り替える必要があります。

在留カードへの切替えの手続きは入国管理局の窓口にて行っております。

【お問い合わせはこちらへ】 外国人在留総合インフォメーションセンター (平日8:30～17:15)
Tel 0570-013904 (IP電話・PHSからは03-5796-7112)

又は最寄りの地方入国管理局にお問い合わせください。